

平成 29 年度第 2 回（162 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 29 年 8 月 28 日午前 10 時から

場 所：アミュービル4階 アイレック 会議室 1、2

出席者：後藤清、原弘美、中村京子、冨田ひろ子、戸口静江、小寺喜裕、小苺米清弘、加藤カツエ、赤川都、浅見良子、阿部由紀子、有戸英明、奥澤礼子、景山剛治、菊谷多恵、木元祥恭、勅使河原功治、畑中卓純

事務局（市民協働係長、企画課主事）

欠席者：齊藤忠之、石崎勇仁

<配布資料>

- 1 平成 29 年度第 2 回（第 162 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 清瀬市まちづくり委員会運営基本方針の一部を改正する新旧対照表
- 3 清瀬市まちづくり委員会運営基本方針
- 4 東京都景観計画に基づく屋外広告物に関する資料
- 5 店舗写真

## 1 開会

### 2 前回の確認

委員長：事務局より資料の説明願います。

<事務局より配布資料の説明>

委員長：第 1 回で欠席された委員より自己紹介願う。

<前回欠席した委員自己紹介>

委員長：前回の確認にうつる。議事要旨について意見等はあるか。

委員：委員の名前が間違っているので、訂正願います。

<事務局 3 名の名前誤記の修正について了承>

委員長：他に無ければ、議事要旨は了承としたい。

<事務局 3 名の氏名誤記の修正について了承>

### 3 提案の審議

委員長：「まちづくり委員会運営基本方針」の改正が3点あるので事務局より説明を願う。

<事務局より「まちづくり委員会運営基本方針の一部を改正する新旧対照表」を使い説明。>

委員長：事務局より説明があった内容でよいか。

委員：気になる文章がある。前回会議で「5 審議内容の解釈等について 提案に対する審議では、極力拡大解釈せず、あくまでも提案内容について忠実に審議することを基本とする」が意見の締め付のような内容であったと意見があった。まだ改正案の文章が堅いと思う。「極力拡大解釈」の「極力」や「提案内容について忠実に審議すること」の「忠実に」を削除した方がよいと考える。

委員：基本方針は状況に応じて修正可能と事務局から説明があった。この事に時間を注いで、提案審議の時間が減ってしまうのはもったいない。今出た意見は課題とし、現改正案で承認してはどうか。

委員長：では、事務局案で改正させていただくことでよいか。

<委員 了承>

委員長：提案審議にうつる。第1回で配布した「景観に合った店舗の外装を」である。これは平成28年度からの継続審議になる。概要を事務局より説明願う。

<事務局より「景観に合った店舗の外装を」のこれまでの審議内容、進捗を説明>

委員長：事務局からの説明も踏まえ、今回から仕切り直して審議したいと思う。

<副委員長が提案内容を読み上げる>

委員長：第4次長期総合計画にも「景観」の保全が触れられている。それを踏まえて審議いただきたい。

委員：看板設置の申請がなかったとのことだが、規制はできないのか。

事務局：景観での条例はない。

委員：この店舗は埼玉にも同じ店があり、企業カラーとして、この色を使っている。もし変えるなら、企業と市で話し合いになると思う。それよりも、けやき通りには景観に合っていない店舗が他にもある。

委員：赤の看板は企業のマークになっている。店舗の本部が清瀬市民からの意見を受け入れないと思う。また、看板の色合いをどのように見るかは人によると思う。

委員：「店舗」がどういった経緯でここに出店し、この看板を掲げているかを知る必要があるのではないか。それがわからない以上は審議できない

と思う。企業シンボルの看板を変更してもらいたいという内容なので、第三者が簡単に意見できる内容ではないと思う。

委員：提案者は赤の看板が気になったとのことだ。

委員：他の店舗と清瀬の店舗では大きさが違う。今後、都市計画道路の工事も始まるので、まちの景観は変わると思う。現時点で話し合うことは時期尚早と思う。

委員：市として、このような広告物をどの程度許可していくか。方向性が決まっていないのに話し合えないと思う。

委員長：今回は店舗を例に挙げて清瀬の「景観」のあり方やまちづくりについての提案だと思う。これから新しい道路もでき、清瀬も大きく変わる。その中での提案だと思う。

委員：新しい道路には新しい店舗ができてまちも変わる。残すところは残し、新しくなるところは新しくなるのを受け入れるといいと思う。

委員：今回の件は法的根拠で規制ができるのかということ。企業活動は法で認められているので企業活動の規制は簡単ではない。清瀬市に景観条例があれば規制できるが、無いため明確に規制することはできない。しかし、清瀬市民が提案のような見方をしていると情報として伝えてもいいのではないか。

委員：情報として伝えるのも難しいと思う。まずは店舗が出店した経緯を調べる必要がある。

委員長：現状では市には景観に関する条例がないが、住環境に関する条例など建築物に関するものを調査、確認してから検討した方がいいと思う。

委員：委員長の意見に賛同する。

委員：先ほど委員からの発言にもあったが、けやき通りの他の店舗にも指導した方がいいと思う。

委員長：12月議会で景観について質問されている。これはオリンピックを見据えての道路標識や地図などの景観に配慮する意見である。

委員：少し話はそれるが、古くなり何が書かれているかわからない標識、看板もあるので、それも景観のため改善してほしい。

委員：基本方針で拡大解釈が出ていたが、清瀬市として住環境を守ろうとするのなら、「景観条例」を作るべきだ。それをまちづくり委員会として提案できればと思う。ただ、拡大解釈になってしまう。

委員：第4次長期総合計画のP86にあるように「景観指針」を策定するとある。それを早く進めていただくよう提示できないか。

委員長：できない訳ではないと思う。条例制定への一歩となると思う。

委員：店舗が看板を掲げる事が問題ではないので、景観をどうするかだと思う。

委員：店舗の話は別として、市の景観に関する指針を進めるための提案はできないのか。

委員長：広告だけ捉えるのではなく、景観全体を視野に入れた中で指針を作成してもらいたい。

委員：時代の流れで、今は企業の社会的責任が必要とされ、「地域福祉に貢献する」ことが問われている。その価値を高め方向性を打ち出せばよい。

委員長：まちづくり委員としてこの提案に対する今後の動きを決めたい。

委員：「清瀬の景観」に関して考えていきたい。

委員：景観は今後変わっていく。店舗周辺の畑も今のようにはないと思う。所有者の思いもあるので、解決はできないと思う。

委員：建物が建つから、景観に関する指針はしっかりした方がいいと思う。

委員長：提言にするか、回答にするかはもう少し審議を進めてから決めたいと思う。次回また審議して、この提案に対する方向性を決めたいと思う。

委員：今の審議では基本方針の「極力拡大解釈にせず」を守れていないのではないか。

委員：委員長の方向でいいと思う。

委員長：他に事務局よりなにかあるか。

事務局：前回会議でまちづくり委員への提案が少ないと意見があった。提案用紙を使っての提出はあるのだが、提案内容が担当部署への意見要望となっていて、まちづくり委員会で審議する内容ではないと判断している。秘書広報課を通じ担当部署へ提示し、回答している。

委員：今後も、同様の事例があれば、教えてほしい。

<事務局 了承>

<次回は9月25日(月)、10時よりアイレックで開催。>